障害者である職員の任免状況等の公表について

令和６年８月29日
宮　城　県　警　察

１　障害者である職員の任免状況

令和６年６月１日現在

① 法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率
646.5人	24.5人	3.79%	2.80%

注１　①欄の「法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注２　②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、１人を２人に相当するものとしてダブルカウントしている。
　また、短時間勤務職員である重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者については、１人を１カウントとしている。
　さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者については、法律上、１人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
　なお、障害の種別については、個人のプライバシーの保護のため公表しない。

２　障害者の活躍に向けた取組結果

⑴　令和５年度に採用した障害者である職員の定着率：100%

⑵　障害者である職員の満足度：88.9%

⑶　障害者職業生活相談員の選任による相談体制の確立

⑷　障害者を対象とした職員の採用選考考査の実施